

一般社団法人滋賀県造林公社 J-クレジット販売要領

(趣旨)

第1条 本要領は、一般社団法人滋賀県造林公社（以下「公社」という。）が事業地内の森林整備により認証された J-クレジット（以下「公社林 J-クレジット」という。）を、カーボン・オフセットをはじめとした地球温暖化対策および森林の保全に取り組む者へ販売することに関して必要な事項を定める。

(購入者の募集)

第2条 公社林 J-クレジットの購入者（以下「購入者」という。）の募集は、ホームページ等により行うものとする。

2 公社林 J-クレジットの販売は、公社が保有する数量の範囲内で行うものとし、ホームページ等に販売できる数量を公表する。

(購入の申込み)

第3条 公社林 J-クレジットの購入を希望する者（以下「購入希望者」という。）は、購入の申込について（様式1号）を、持参、郵送および電子メールのいずれかの方法により、一般社団法人滋賀県造林公社理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。ただし、次に掲げる者は対象外とする。

- (1) 違法または不適當な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている法人その他の団体等
- (2) 暴力団または暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由がある法人その他の団体等
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした法人その他の団体等
- (4) 法令または公序良俗に反する法人その他の団体等
- (5) その他本事業の適正な実施ができないと認められる者

2 理事長は、前項の規定による申込みがあった場合で必要と認めるときは、購入希望者に対し、資料の提出を求めることができる。

(購入者および初回の販売可能量の決定)

第4条 理事長は、前条の規定による申込みがあった場合は、当該申込みの内容を審査の上、公社林 J-クレジットの購入者および初回の販売可能量を決定する。

2 理事長は、前項の規定により購入者および初回の販売可能量を決定した場合は、決定した購入希望者に公社林 J-クレジット購入者および初回販売可能量決定通知書（様式2号）により通知するものとする。

(購入申請)

第5条 購入者は、公社林 J-クレジット購入申請書（様式3号）により理事長に購入

を申請する。

- 2 購入者が2回目以降の公社林Jークレジットの購入を行う場合は、公社に販売可能量を確認の上、同申請書により理事長に購入を申請する。

(売買代金の納付)

第6条 理事長は、前条の規定による申請があった場合は、購入者に対し、公社林Jークレジット売買代金の納付について公社林Jークレジット購入代金納入通知書(以下「納入通知書」という。)(様式4号)を発行するものとする。

- 2 購入者は、納入通知書により公社林Jークレジットの売買代金を納入するものとする。

(Jークレジットの売買にかかる協定)

第7条 購入が長期間かつ複数回となる場合や、購入の申込みから購入申請までに相当期間が見込まれる場合等において、理事長と購入者は公社林Jークレジットの売買にかかる協定を締結することができる。

- 2 前項にかかる協定を締結した場合は、第3条から第6条に関する事項は、協定によるものとする。

(Jークレジットの無効化、移転)

第8条 理事長は、購入者からの売買代金の納入を確認した後、購入者の希望により、以下のとおりの処理を行う。

(1) 購入者がJークレジットの無効化を希望する場合、理事長は、販売した公社林Jークレジットについて無効化を行うものとする。

(2) 購入者がJークレジットの移転を希望する場合、理事長は、購入者が保有または指定する口座へ販売した公社林Jークレジットの移転手続を行うものとする。

- 2 公社がJークレジットの無効化を行った場合は理事長が無効化通知書の写しを購入者に送付するものとし、購入者が無効化を行った場合は無効化通知書の写しを理事長に送付するものとする。

- 3 理事長は、前項の手続きが完了した後、すみやかに売買数量等をホームページで公開するものとする。

(証明書の発行)

第9条 理事長は、購入者から希望があった場合、公社林Jークレジット購入の証として、購入者に対し、証明書を発行するものとする。

(裁判管轄)

第10条 この要領に定めることに関し、裁判上の紛争が生じた場合は、滋賀県大津市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第11条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、理事長と購入者と双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

1 この要領は、令和3年2月16日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和4年5月16日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和6年3月19日から施行する。